

先着受付順による市有財産(土地)の売却の流れ

1 申込・受付

2026 年 4 月 10 日(金) ～2026 年 8 月 14 日(金) 8 時 30 分～17 時 15 分

市役所 4 階財政課資産経営係へ市有財産(土地) 売却申込書に必要書類を添え、お申し込みください。

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※ 買受人が決まり次第、受付を終了します。



2 現地説明会

※ 説明会は開催しません。申込者は、必ず現地確認及び諸規制の状況等の調査確認を行ってください。



3 買受人の決定・契約の締結

※ 買受人は、先着受付順により審査のうえ決定します。

※ 「市有地売却決定通知書」により買受人に決定した旨をお知らせします。

※ 買受人には、「**市有地売却決定通知書**」の交付を受けた日から**7 日以内に契約を締結**していただく必要があります。

※ 契約締結までに、**申込金額の 1 割以上の金額を契約保証金**とし、納付する必要があります。

※ 契約書締結の際の**収入印紙代等の費用は、買受人の負担**となります。



4 売買代金の支払い

※ **契約締結の日から 30 日以内に売買代金**をお支払いいただきます。

※ 契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

※ 売買代金の全額が期日までに納入されない場合には、契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属し、返還いたしません。



5 引き渡し・所有権移転登記

※ 引き渡しは、現状のまま行います。

※ 所有権移転登記の手続きは、袋井市が行います。

※ 登記の際の**登録免許税等の費用は買受人の負担**となります。